

大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程のあら
まし

- 1 予算決算及び会計令の改正により、契約書の作成を省略することができる場合として定める契約金額が引き上げられたことを踏まえ、同趣旨の改正を行います。
- 2 検査調書を省略する場合に署名としていた手続を、署名又は記名押印に改めます。
- 3 この規程は、令和7年9月1日から施行します。